

平成生まれの会となかまたち 規約

第1章 総則

第1条（名称）

この会の名称を「平成生まれの会となかまたち」（以下、「この会」）といたします。

第2条（事務所）

この会は、愛知県津島市に主たる事務所を置きます。

第3条（目的）

この会は、主にこの会の会員で話し合った政策を実現していくことを目的とします。

第4条（事業）

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

1. 首長・議員選挙に参画し、会員である候補者のための支援活動。
2. その他この会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

第5条（会員）

この会は、以下の条件を満たし、かつ、この会の代表者が認めた者を会員とします。

1. 日本国籍を持つこと。
2. 生年が1989年以降であること。
3. 非喫煙者であること。
4. 個人への誹謗中傷を行わないこと。
5. この会の会費を支払うこと。
6. この会の目的に賛同し規約を認めること。
7. この会以外の政治団体に入っていないこと。

第6条（会費）

この会は、会費をもって運営されます。会員は、年額1,000円の会費を負担します。また、当該年度の総会開催日の5日前の時点で前年度の会費が未納である会員は、この会を退会したものとみなします。

ただし、会費を振り込んだ会員は、振込の月を含む6か月間の間に、会費の返還を求めることができ、その求めがあった場合、この会は速やかに会費の返還を行います。その返還と同時に、その会員はこの会を退会したものとみなします。

第7条（会員の権利）

この会の会員は、この会の総会にて、発議権、発言権、議決権、また代表への立候補権や選挙権があります。

そして、運営委員会の決定は尊重されないといけません、個人の良心に基づく自主的な活動を保障され、特定の活動を強制されません。

第3章 議決機関

第8条（総会）

総会は、会員全員が参加資格を持つ最高決定機関であり、代表が招集します。

第9条（成立要件及び議決）

総会は会員の過半数の出席で成立します。

また、議決に関しては、第21条（規約の制定と改正と廃止）に関わる事項を除き、出席会員の内の議決参加会員の過半数をもって決定します。

第10条（付議事項）

次の各号に定める事項は、総会で決定しなければなりません。

- (1) 本規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 活動の報告及び方針並びに予算及び決算に関する事項
- (3) 代表に関する事項
- (4) 運営委員会で総会に付議することが決定された事項
- (5) 総会出席者の2名の賛成を得た事項
- (6) 政策及び公約に関する事項
- (7) その他必要な事項

第11条（定期総会）

定期総会は、年に1回開催し、少なくとも前条の2号に関する事項を承認し、可決または決定するものとします。

また、前条の3号に関しても選挙により選出するものとします。

第12条（臨時総会）

次の各号に該当する場合には、臨時総会を開催しなければなりません。

- (1) 代表が必要であると判断した場合
- (2) 会員の10分の1以上の要求があった場合

第13条（議案の提出）

総会の議案は、代表が提案します。

また、議案の提案は、総会前の会員の提案や事前討論に配慮した時期に行うものとし、会員2名以上の連記で所定の期日以前に提出された修正案及び追加議案については審議しなければなりません。

第4章 執行機関

第14条（代表）

代表は、この会を代表する最高責任者で、この会の理念や総会の意思に反しない限りにおいて、対外的に意見を表明することができます。

第15条（選出）

代表は、会員の投票により、原則総会で選出します。

なお、任期は1年とし、再任は妨げません。

第16条（副代表）

副代表は、代表を補佐し、代表に事故等があった際は、代表の職務を代行します。

また、副代表は、代表が会員の中から1名を選任し、総会の承認を得ます。

ただし、適任者がいない場合は、代表が兼務することができます。

第17条（幹事長）

幹事長は、代表及び副代表を補佐し、この会の運営を総括します。

また、幹事長は、代表が会員の中から1名を選任し、総会の承認を得ます。

そして、幹事長は、副幹事長や、その他必要な役員を会員の中から選任します。

それから、幹事長は、必要に応じて役員などの連絡・調整のための会議を招集できます。

ただし、適任者がいない場合は、代表が兼務することができます。

第18条（運営委員会）

この会に運営委員会を置きます。

また、運営委員会は、総会の下に設置された執行機関であり、代表、副代表、幹事長、また必要に応じて他の役員によって構成します。

そして、運営委員会の責任者は代表とします。

第19条（役割及び義務）

運営委員会は、総会で決定された活動を実際に運営する役割及び義務を持ちます。

第5章 会計

第20条（会計年度）

この会の会計年度は、1月1日から12月末日までとします。

第21条（規約の制定と改正と廃止）

この規約は、総会の出席者の4分の3以上の決議をもって制定し、改正し、または廃止することができます。

第22条（規則）

運営委員会は、規約の実施に必要な規則を別途定めます。

また、規則を定めた場合は、速やかに会員に知らせ、直近の総会で報告します。

付則（施行期日）

第1条 この規約は、2017年2月16日から施行します。

第2条 この規約は、2018年1月29日から施行します。

第3条 この規約は、2020年7月27日から施行します。